

《目次》

1. 「株式会社カーチス」における中古自動車買取契約の
解約時の違約金の適正化対応について
2. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟
第1回期日と説明会ならびに公開学習会のご案内
3. 消費者機構日本 第3回臨時総会 開催案内
4. 適格消費者団体のホームページより(8月30日～10月3日更新分)

1. 「株式会社カーチス」における中古自動車買取契約の 解約時の違約金の適正化対応について

当機構では、中古自動車の買取等事業者である「株式会社カーチス」（以下「当該事業者」という。）に対して、2010年2月に自動車売買契約規定（違約金規定と再査定取り扱い規定）の改善を申入れし、2011年4月1日付けで改定（改善）されました。改定内容等については、確認合意書を当該事業者と締結した上で、同年4月27日に同合意書内容も含めて公表しました。
＜★詳細は「http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_110427_01.html」を参照。＞

同申入れでは、「買取契約の解約時の違約金規定」が、当該事業者の実損実費に加えて違約金を徴収する旨、定めていたことが不当であるとし、改善を求めましたが、その結果「違約金表に定める金額を上限に、実損実費による違約金のみを請求する（自動車売買契約規定第12条・違約金）」という取り扱いへ改められました。

しかしながら、同規定改定後も実損実費を超えた違約金を誤って請求・徴収している（違約金表の額に基づく画一的な請求等）という情報提供があったことから、当該事業者に対して調査を要請し、その結果、実損実費を上回る違約金の請求事例が確認されました（2012年7月31日）。

このため、当機構は2011年4月1日付けの合意書に基づいて、実損実費を超えて徴収した違約金分の返金、再発防止に向けた内部徹底、さらには本件事例に関する報告・謝罪の公表実施等を求め、これに対して、当該事業者から次のとおり報告されました。

【当該事業者からの報告内容等】

1. 当社では、2011年4月に貴機構と合意した規約改定趣旨・内容（違約金表の額を上限に

実損実費による違約金請求) のとおり認識しているが、本件事案は、規約改定時の内部徹底が結果的に十分でなかったことによるもの等であり反省している。

2. 本件の「実損実費を超えた違約金の徴収事案」に関しては、超過金額分等を個別に返金する(2012年10月末の対応完了予定)。
3. 再発防止に向けた内部徹底を、通達及び会議徹底によってすでに実施済みである。
4. さらに再発防止に向けた仕組みとして、「買取契約の解約時の違約金算出を限られた責任者のみが行えるというルール化」へ改め、「違約金請求時には、必ず、事前に当該責任者へ確認し、実損実費に基づく違約金額を確定した上で請求手続きを進める取り扱い(従前は各店舗責任者が違約金額を判断・決裁しての取り扱いだった)」とし、この結果、実損実費に基づく適正な違約金額の算出・請求と、事案別等の違約金水準の適正化も、あわせてはかかっていく。
5. 本件に関する謝罪文等を当社ホームページにおいて2012年9月1日から1ヶ月間公表する。

〈★本件に関する詳細内容は、「http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120905_01.html」を参照。〉

〈★当該事業者での本件に関する謝罪告知は「<http://www.carchs.com/>」及び別紙資料を参照。〉

以上

別紙資料

お客様各位

平成24年9月1日
株式会社カーチス
代表取締役 森本貴史

自動車買取契約における違約金に関するお詫びとお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび、弊社とお客様との間で自動車の買取契約が成立した後にお客様のご希望により同契約がキャンセルとなった場合に、一部のお客様から契約書に規定された金額を超える違約金をいただいていたことが判明いたしました(契約書に規定された金額を超える違約金をお支払いいただいていた期間と致しましては、平成23年4月1日以降平成24年6月30日までの期間となります。)

弊社といたしましては、かかる事態となったことにつき深くお詫びを申し上げるとともに、過大な違約金をいただいていたお客様には、弊社より個別にお知らせをさせていただき、ご返金をさせていただくことと致しました。(一部のお客様に関しては既にご返金を開始しております。)

あらためてお客様に多大なご迷惑をおかけ致しましたことを心よりお詫び申し上げます。今回の事態を厳粛に受けとめ、今後はこのようなことのないよう、再発防止に向けた対策を徹底してまいります所存でございます。

何卒、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【この件に関するお問い合わせ】

フリーコール：0120-919-217

受付時間：10:00～20:00

2. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟（控訴審） 第1回期日と説明会ならびに公開学習会のご案内

消費者機構日本が三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟を東京高等裁判所に控訴（平成24年7月9日）したことは、当機構発行のニュースレター81号（7月27日）でお知らせしました。

本件訴訟（控訴審）の第1回期日が下記要領で開催されますので、ご案内いたします。是非、傍聴をご検討ください。また、第1回期日終了後には当日の裁判内容に関する説明会を開催いたします。

<第1回期日について>

◇日 時：10月16日（火） 午後2時00分～

◇場 所：東京高等裁判所第7民事部 511号法廷

※同法廷は、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の5階にあります。

<説明会について>

第1回期日終了後、当日の裁判内容に関する説明会を開催します。当機構の訴訟代理人から控訴人（当機構）、被控訴人（三井ホームエステート(株)）の両当事者の主張等を、わかりやすく説明していただきます。説明会の日時、場所は下記のとおりです。

◇日時：10月16日（木） 第1回期日終了後（午後2時30分ごろ開始予定）

◇会場：東京弁護士会 会議室の予定

※弁護士会館は東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）の横の建物です。裁判終了後、会議室に移動していただきます。

<傍聴及び説明会への参加について>

第1回期日の傍聴及び説明会への参加について、事前に人数を確認させていただきたいとします。傍聴・説明会への参加を希望の方は、下記①～③について、消費者機構日本の事務局宛（メールsaitou@coj.gr.jp、FAX03-5216-6077）に、10月11日（木）までにご連絡ください。

①所属

②お名前

③電話番号・メールアドレス

消費者機構日本 公開学習会

三井ホームエステート(株)に対する 差止請求訴訟の取り組みについて

消費者機構日本の三井ホームエステート(株)に対する賃貸借契約書条項に関する差止請求訴訟は、東京地方裁判所における第一審が終了し、東京高等裁判所での控訴審が10月16日から開始される所です。

今回の学習会は本件訴訟の当機構の弁護団の先生方から、第一審の判決内容や控訴審における争点等を、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、昨年示された最高裁判所の敷引き及び更新料の判決をふまえながら説明していただき、控訴審における当機構の主張について皆様方の理解と支持を広げる機会にしたいと思っております。また、「入居中の修繕費用や退去時の原状回復費用を過度に消費者に求める趣旨の条項」について、皆様方と問題点を共有していきます。

記

- ◇日 時：2012年11月6日(火) 18時30分～20時
- ◇会 場：主婦会館プラザエフ5階 会議室(東京都千代田区六番町15 地図は裏面)
- ◇定 員：50名
- ◇参加費：500円(資料代等) ※但し、個人正会員、協力会員、団体正会員の構成員は無料です。
- ◇内 容：三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟の取り組みについて(報告60分、質疑30分)

- ①本件訴訟に至る経過について
- ②修繕費負担区分、退去時の原状回復費負担区分の是正について
～国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に～
- ③あらかじめ定額を示すハウスクリーニング費用の負担について
～敷引きに関する最高裁判例をふまえて～
- ④三井ホームエステート(株)が使用する更新料条項の特異性
～更新料に関する最高裁判例をふまえて～
- ⑤退去遅延時の損害賠償条項の問題点
～他の適格消費者団体の取り組みを参考に～

- ◇講師：三井ホームエステート差止請求訴訟弁護団
- ◇参加申込：裏面様式にて、FAX(03-5216-6077)又はE-mail(saitou@coj.gr.jp)でお申し込みください。定員になり次第、先着順で参加受付を終了します。

主催・問い合わせ先



適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077

ホームページ：<http://www.coj.gr.jp/>

【担当】吉備(キビ)

公開学習会参加申込書

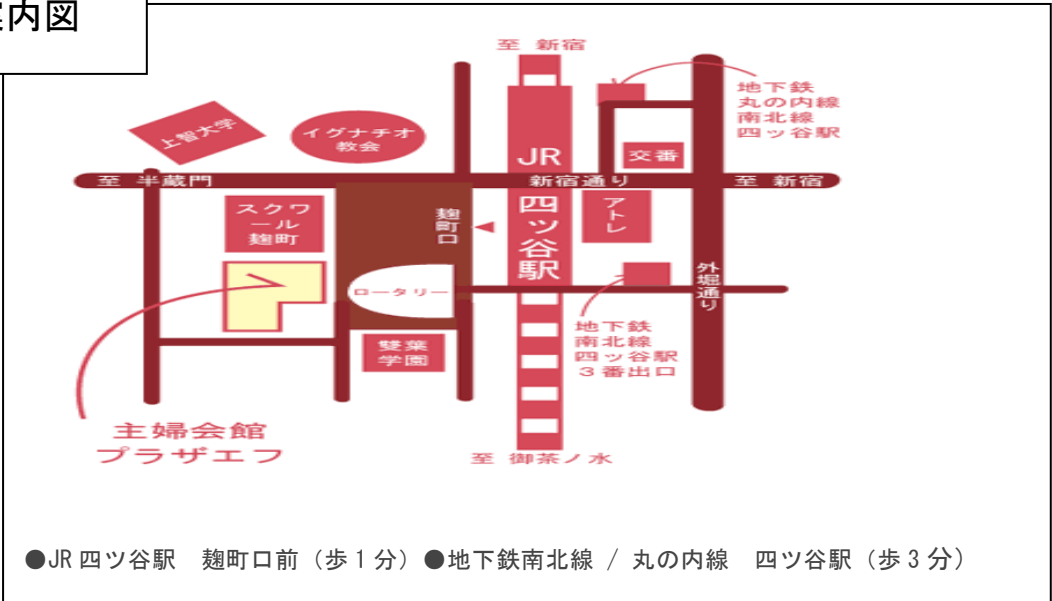
- ※ 参加者全員の氏名等をご記入下さい。後日、当機構より参加確認の連絡を差し上げますので、連絡がとれる電話番号、FAX番号、メールアドレスを必ずご記入下さい。
- ※ 消費者機構日本の個人会員・協会員は「会員 有・無」の有に○をつけて下さい。消費者機構日本の団体正会員に所属する方は、「団体名・会社名等」の欄に所属する団体名を記載してください。

団体名・会社名等			
氏名 (ふりがな)		会員の有無	有 ・ 無
TEL/FAX		メールアドレス	

団体名・会社名等			
氏名 (ふりがな)		会員の有無	有 ・ 無
TEL/FAX		メールアドレス	

団体名・会社名等			
氏名 (ふりがな)		会員の有無	有 ・ 無
TEL/FAX		メールアドレス	

会場案内図



3. 消費者機構日本「第3回臨時総会」の開催ご案内

消費者機構日本は、第3回臨時総会を下記にて開催いたします。

臨時総会の開催目的は、正会員の表決権を平等にする等の定款変更について承認をいただくこと、並びに、阿南 久氏が消費者機構日本の理事を辞任されましたので、その後任理事を補充選任すること、の2点です。

そのため、第3回臨時総会のごく短時間での開催とさせていただき、第5回理事会の前に同じ会場で開催いたします。

団体正会員、個人正会員の皆様には、すでに第3回臨時総会開催のご案内と議案書等を郵送させていただきましたので、そちらに同封した書面議決書等（書面議決書・委任状・出席通知）にてご連絡くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の臨時総会は上記趣旨での開催となりますので、協力会員・賛助会員の皆様の傍聴参加の受付はいたしません。その旨、ご了解の程お願いいたします。

記

1. 日 時 2012年10月18日（木） 18時30分～19時00分

2. 会 場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ

3. 議題とその要旨

第1号議案 正会員の表決権等に係る定款変更承認の件

- ・改正NPO法に定められた認定NPO法人の認定要件への適合をはかるため、正会員の表決権を平等にし、関連する定款条文の変更・削除等を行います。

第2号議案 理事の補充選任の件

- ・阿南 久氏が消費者庁長官に就任され、理事を辞任されましたので、補充のための理事選任を行います。

4. 適格消費者団体のホームページより <8月30日～10月3日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	□8月31日 NHK地域スタッフによる訪問対応時の対応の問題点に関する質問書を発行し、それに対する回答書が届きました。 上段が質問書で下段が回答書です。 http://www.e-hocnet.info/cgi-bin/news-log/news-image/hcnt20120911-4.pdf

	<p>http://www.e-hocnet.info/cgi-bin/news-log/news-image/hcnt20120911-5.pdf</p> <p>□ 8月31日 携帯電話の名義貸しに関わる携帯電話会社の対応に関する見解を公開。NTT ドコモ・KDDI は上段を、ソフトバンクモバイルは下段を参照ください。</p> <p>http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=214 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=213</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>□ 9月10日 住宅管理事業者である株式会社渡辺住研に対する差止請求訴訟は当事者間双方の合意により裁判所での和解が成立しました。</p> <p>http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/120910_02.html</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>□ 8月31日 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟は7月5日に判決が言い渡されましたが、消費者機構日本は控訴しました。今後は東京高等裁判所において審理がなされます。</p> <p>http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120831_01.html</p> <p>□ 9月5日 株式会社カーチスの中古自動車買取契約の解約時の違約金の適正化対応について、当該事業者からの報告等がなされました。</p> <p>http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120905_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、下記の同協会消費者団体訴訟室のページをご覧ください。</p> <p>http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire.html</p>
<p>《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/</p>	<p>□ 8月22日（前号の記載漏れ） 株式会社犬の家の売買契約書につき、ペットが売買前から有していたにもかかわらず説明されていない病気・負傷による飼主の損害にかかわる瑕疵担保責任規定等の是正申入れ</p> <p>http://www.a-c-net.com/topics/zesei/inunoie/12.08.22.mo.pdf</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□ セレマ解約金対策弁護団が結成されました！ KCCN の訴訟を担当する弁護士らが中心になり、セレマ観光葬祭互助会の解約料を支払った消費者から相談を受け、希望者については受任、相談を受け付ける弁護団が結成されました。</p> <p>http://kccn.jp/osirase1.html</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□ 8月31日 ペニーオークションとしてダイヤモンドオークションを運営する(株)和来に対して「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」を送付しました。</p> <p>http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2011/1228.html</p> <p>□ 9月14日 貸衣装業者の(株)レンタルブティックひろの契約条項についてご連絡を送付していましたが、それに対しての2012.9.11付け回答を受領しました。</p> <p>http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2011/0119.html</p> <p>□ 9月14日 スルガ銀行株式会社より住宅ローンに関する契約の早期完済における定率の違約金条項についての「要請書」に対する「回答書」を受領しました。</p>

	<p>http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2012/0727.html</p> <p>□ 9月14日 N T T 西日本が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について同社より「再々要請書」に対する2012.9.13付け「ご回答書」を受領しました。 http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2012/0227.html</p> <p>□ 9月28日 美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールズに対して「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書を“再”送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2010/0430.html</p> <p>□ 9月28日 ペニーオークションとしてダイヤモンドオークションを運営する(株)和来より、「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対して、「回答及び調査結果報告」を受領しました。 http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2011/1228.html</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>

(以上)